令和4年度第1回 公立沖縄北部医療センター整備協議会 議事概要

時:令和4年6月3日(金)14:00~15:00

会議場所:ホテルゆがふいんおきなわ

参加者

協議会委員 沖縄県 池田副知事、糸数保健医療部長

名護市 渡具知市長、国頭村 知花村長、

大宜味村 宮城村長、東村 當山村長、今帰仁村 久田村長、

本部町 平良町長、恩納村 長浜村長、宜野座村 當眞村長、

金武町 仲間町長、伊江村 名城副村長(代理)

伊平屋村 金城副村長(代理) 伊是名村 前田村長、

北部地区医師会 宮里会長(代理) 沖縄県病院事業局 我那覇局長、

琉球大学病院 大屋病院長

オブザーバー 県立北部病院 久貝院長、

北部市町村会 広域連携課 仲間課長、宮城係長

事 務 局 沖縄県保健医療部 諸見里医療企画統括監

医療政策課 井上課長、川満室長、仲本主幹、小波津主幹、

玉城主查、金城主任、当真主事

システム環境研究所福岡、小西、佐藤、知念、比嘉

議事概要

1. 開 会 沖縄県 池田副知事

今年度は、北部医療センターの基本設計に取り組むとともに、北部医療センターの 設置主体となる一部事務組合の設置準備を進め、県議会及びそれぞれの市町村議会に おいて一部事務組合の設置議案の議決を得ることとしている。非常にタイトなスケジ ュールとなるが、引き続き御協力をいただきたい。

2. 幹事長報告 糸数保健医療部長

幹事会での主な議論は以下のとおり。

【一部事務組合の規約案について】

- ア 組合議員定数について、県議会から2名ではなく3~4名、名護市からも1名でいいのかといった意見があり、各議会の意見をとりまとめ、調整していくことを確認した。
- イ 会計管理者について、兼務ではなく、常勤で配置するべきとの意見、名護市の会

計管理者が兼務するのはかなり厳しいとの意見があった。他県含めての類似の団体、適正な会計指導という観点から名護市と調整中で、事務量を整理した上で引き続き調整していくことを確認した。

- ウ 負担金について、基本合意書第5条第3項ただし書き「ただし、当該相当額だけで不足する場合は、県が負担するものとする」を規約に入れてほしいとの意見があった。ただし書きの部分を規約に追記するとともに、病院整備以外の宿泊施設などの要望はその都度協議することを確認した。
- エ 上記ア~ウについては引き続き調整し、内容が固まった段階で構成団体に確認 し、覚書を締結することで了承された。また、11月の整備協議会で規約案を最終 確定し、県及び北部12市町村の議会に提案することを確認した。

【報告事項について】

- オ 転籍意向調査について、全ての県立病院が対象であることをアピールしてほしい との意見があり、「県立北部病院以外の県立病院職員も対象に加える」を「全県立 病院及び北部地区医師会病院職員を対象」に修正した。
- カ 整備予算の確保について、名護市長をはじめとして、北部 12 市町村でバックアップしてほしいとの意見があった。国への要請等については、令和 4 年~5 年度を目安に検討することを確認した。

3.議事 一部事務組合の規約案について

(1)事務局から一部事務組合の規約案について概要説明。

(2)質疑等での発言

ア 名護市 渡具知市長

会計管理者について、幹事会で副市長からも意見があったと思うが、兼務ではなくて常勤で配置した方がいいのではないか。本市の会計管理者が兼務するのは既存の業務量からすると懸念がある。類似団体の事例や業務量をきちんと整理していただきたい。また、資料2の7ページ「基本合意書の締結時点で協議が行われていない事項等」とはどのようなことを想定しているか。

(回答)医療政策課 川満室長

一つには、整備基本計画の策定段階で病院敷地内に宿泊施設を整備できないかという要望があった。もう一つは、幹事会で今帰仁村副村長から意見があったが、医療従事者の育成の観点から、北部看護学校を組合で運営できないかという要望。今後も同様に、新たに費用が発生するもので、かつ組合が運営していくこととなる事項については、費用負担のあり方も含めて協議をすることとなる。

イ 宜野座村 當眞村長

組合議員は県議会から2名とあるが、全く地域と関わりのない県議が入ってくる

可能性はないか。北部 12 市町村が構成団体となるので、その縛りを入れる必要はないか。北部地域の実情を把握した方が入っていけば、より良い運営ができると思うので、そういう声が地元からあったことを県議会に伝えてもらいたい。

(回答)保健医療部 諸見里医療企画統括監

県議会の各会派への説明の中で、おおむねどの会派からも議員数については増 やしてほしいとの意見があった。基本的には国頭2名、名護市2名の県議の枠が あるので、それを軸に4名の定数を想定しながら、あくまで考え方として事務方 から各会派に提示したい。

ウ 国頭村 知花村長

規約第13条第1項で「組合の経費は、組合の事業から生ずる収入、補助金、地方債、負担金その他の収入をもって充てる」とあり、第3項で「北部医療センターの整備費用に係る借入金の償還に対する支援は、県が行う」とあるが、借入金の償還とは第1項の地方債の借入の償還のことか。

(回答)医療政策課 川満室長

認識のとおり地方債の償還のことを意味している。

(3)協議結果

一部事務組合の規約案について、特に修正意見はなく全会一致で了承。ただし、議員定数、会計管理者については引き続き協議を行い、規約案が固まった段階で構成団体に確認の上、覚書を締結することとなった。

4.報告事項

事務局から以下の内容について資料で説明。

- (1)基本設計業務委託の公募について
- (2)県議会及び市町村議会への説明状況について
- (3)転籍意向調査について
- (4)整備予算の確保について
- (5)令和4年度スケジュールについて

5 . 意見交換

ア 本部町 平良町長

県議会の各会派への説明において、議員からどのような意見が出たのか。整備を進めていく中で、県の財政拠出もあるので、全会派に理解が得られるような対応等をお願いしたい。

(回答)保健医療部 川満室長

規約の内容や議員定数についての意見、建設整備について県が支援する中身につ

いての質問、その他ヘリポートの整備や医療機能についての質問があった。

(回答)保健医療部 諸見里医療企画統括監

補足として、各会派へは国への制度要望等も説明。今後、調整が難しいことも想定され、県、市町村含めて配慮していくべきとの認識は持っていただいている。現状整備基本計画ができた段階であり、7月議会終了後、内閣府へ対面で説明し理解を求めていきたい。そのやりとりを繰り返す中で、県、市町村含めてタイミングをみていく。

イ 宜野座村 當眞村長

いよいよ施設整備に向けた取組がスタートし、今回は専門性の高い、プロポーザルの設計となっているが、今後、建築工事等へ入っていく。事業がスムーズにいくためにも、地元の企業も含めてエントリーできるような配慮を要望したい。

(回答)保健医療部 諸見里医療企画統括監

知事との調整の中でも、なるべく地元に最大限配慮できるような形で取り組んでいくようにと指示を受けており、その点を念頭に対応させていただきたい。

ウ 沖縄県 池田副知事

地元企業の参画は、県としても重点的に取り組んでいる。必要があれば、設計の段階から参加しやすいような形を調整の中で求めていく。

工 本部町 平良町長

農業大学校の移転の進捗状況との整合性はとれているか。

(回答)医療政策課 川満室長

農林水産部とは調整等を通じて状況を確認している。実施設計が昨年度で終わる 予定が7月ぐらいまでかかると聞いているが、宜野座村への移転、開校年度は予定 どおりということを確認している。

6.閉 会

貴重な御意見、御提言をいただいた部分については、最大限このような形で対応していきたい。本日の協議会では、一部事務組合の規約案の了承を得るとともに、報告事項についても確認いただいた。

以上